

**HSBC サービスと製品の
サプライヤーおよびベンダー向け
倫理・環境行動規範
最終版**

第 9.0 版

2018 年 11 月



目次

1.	イントロダクション	2
1.1.	対象範囲	2
1.2.	方針	2
2.	要件	2
2.1.	経済面	2
2.2.	環境面	3
2.3.	社会面	3
3.	管理システム	5
4.	コンプライアンス	5

1. イントロダクション

HSBCは銀行業務と金融サービスを世界各国で展開する世界最大の金融機関の一つとして、サプライチェーンが責任を持って運営されることやそこで働く従業員の生活、コミュニティ、環境が向上していくことを確実にすることに責任を有しています。またHSBCは人権問題に積極的な貢献を果たしていくことを約束し、国際人権章典、国連世界人権宣言、そして労働における基本原則及び権利に関するILO（国際労働機関）宣言を指針としています。またHSBCは、国連グローバル・コンパクト、OECD多国籍企業行動指針、グローバル・サリバン原則、国連責任投資原則、国連環境計画・金融イニシアティブにおける持続可能な保険原則に署名し、これらを支援していくことを公表しています。

HSBCは、サプライヤーに順守をお願いするこの行動規範を定期的に見直し必要に応じて改訂します。

1.1. 対象範囲

HSBCのすべてのサプライヤーはHSBCのサービスと製品のサプライヤーおよびベンダー向け倫理・環境行動規範を順守する必要があります。サプライヤーの定義は以下の通りです：

- ◆ HSBCに対してあるいはHSBCの代理としてサービスを提供するもの
- ◆ サプライヤーと下請契約を結ぶ第三者

1.2. 方針

HSBCのこの行動規範はサプライヤーのすべてならびにサプライヤーと下請契約を結ぶ第三者のすべてを対象にしています。HSBCの業務と事業の全般、あるいはHSBCの代理である個人から指定を受けたサプライヤーのすべてを対象とします。HSBCと商取引を行うサプライヤーとその下請業者はすべてこの行動規範を順守することを言明する必要があります。

常にHSBCはサプライチェーン内のパートナー企業と協力的かつ継続的な関係をもって業務を進めることを目標としています。サプライヤーあるいはその下請会社がこの行動規範と合致していない場合にはHSBCはそのサプライヤーとともに改善計画に取り組みます。サプライヤーが行動規範と合致していない状況が続いた場合にはHSBCは次の段階として、発注の縮小や中止など契約内容の見直しを行います。

この行動規範は4つのセクションで構成されています。セクションのA、B、Cにはそれぞれ経済面、環境面、社会面での基準の概略をまとめています。セクションDにはこの行動規範を確実に順守するための統治構造と管理体制を備えるうえでの要件の概略が記されています。

2. 要件

2.1. 経済面

経済面でのサステナビリティは労働者や投資家、企業が活動する地域社会に経済的に貢献することに軸足を置いています。倫理的観点に立てば、商取引はそれに関わるすべての主体に経済的恩恵をもたらすべきであり、またそれぞれの関係は公正と誠実の原則に基づき公正で持続可能な発展を果たしていくべきものです：

1. サプライヤーは、行動規範やそれに類似する当地の法令と規制の順守方針に示されるビジネス原則を備えねばなりません；

2. サプライヤーは、フロードやマネーロンダリング、贈収賄、汚職；また贈答品や接待を HSBC の従業員に提供することは控えるとの方針をサプライヤーは備えていなければなりません
3. すべてのサプライヤーが国内と世界の両方の制裁関連政策と制裁関連法令に従う必要があります；
4. サプライヤーは、自身のサプライヤーや下請会社に対しても合理的かつ合法的な支払方針を備える必要があります；
5. サプライヤーは設計、製造、リサイクル、廃棄について循環経済やライフサイクルコスト、ライフサイクル分析の観点から検討を加える必要があります

2.2. 環境面

ビジネスを持続させるためには地球の資源が有限であることを認識する必要があります、HSBC はサプライヤーが健全な環境保全方針を備え、自らの事業が環境に与える影響を抑制していくことを想定しています。またサプライヤーが持続可能な技術の開発に貢献することも HSBC として期待しています；

1. サプライヤーは自らの事業の規模と性質に合わせて、環境保全とサステナビリティに関する文書化した方針を備える必要があります。それをもって原材料使用や温室効果ガス排出、水質、廃棄物、大気の質、生態的多様性などの面で、自らの事業が環境と健康に及ぼす打撃の防止と抑制、管理に努めなければなりません；
2. サプライヤーは内部的に環境管理プログラムや環境管理システムを備えていなければなりません。そこで適切に訓練された担当者が自らの組織の環境評価管理に責任を持ち、主要環境指標に関するデータを内外に公表する必要があります；
3. サプライヤーは環境保全と危険有害物質の管理に関するすべての法令と規制を順守しなければなりません；
4. サプライヤーは危険有害物質の保有は最小限とし、事業に必要な有害物質のすべてに関して記録しておく必要があります；
5. サプライヤーの生産設備はその全体が、廃棄物処理や大気汚染、排出物、毒物、有害物質、有害廃棄物に関するすべての法令を含む環境関連法令を順守したものであることを確認する必要があります；
6. サプライヤーは、すべての投入原料や使用材料が当該地の法令と規制だけでなく国際条約ならびに国際協定に合致する許容収穫物から得られたものであることを証明する必要があります

2.3. 社会面

国連のビジネスと人権に関する指導原則は、等しくすべての企業に人権尊重の責任があるとしています。HSBC は人権向上に努めることを約束しています。そして HSBC はサプライヤーにも従業員の人権を尊重することと、事業を行っている国や社会の関連法令や規制、指導のすべてを順守することを期待しています；

◆ 労働

1. サプライヤーはいかなる奴隷所有制度、強制労働、奴隷労働も禁止し、地元住民か移住者であるか否に関わりなく労働者に自らの選択で離職する権利と能力を認めなければなりません；
2. サプライヤーは子供や未成年者の労働力を使用していないことを確認する必要があります、若年労働者の雇用については国際労働機関の基準、OECD 多国籍企業行動指針、当該地域の規制を順守しなければなりません；

3. サプライヤーは、賃金が法定最低賃金や業界基準を満たし恣意的な削減を行っていないことを確認しなければなりません；
4. サプライヤーは、労働時間は当該地の法令と業界慣行に合致したものであることと自発的な時間外労働を管理可能な範囲とすることが必要です；
5. サプライヤーは宗教、社会、性別、性的指向、種族などを理由にいかなるグループも差別してはならず、また国際的人権基準や国内法などで規定される可能性のあるその他の理由で保護されている集団を差別してはなりません；
6. サプライヤーは、労働者が合法的に組織化することならびに労働組合等の団体に加入する権利を妨害してはなりません；
7. サプライヤーは、懲戒規定と抗弁手続きを、精神的、肉体的な攻撃や暴言を禁じる規定を備えた明確かつ統一されたものとしなければなりません

◆ 健康と安全

1. サプライヤーは、当該地の法令と規制に沿って安全な労働環境を提供する必要があります；
2. サプライヤーは、安全と健康が効果的に管理される体制を確保する必要があります。それをもって健康と安全に関わるリスク、問題、事件そして法令違反を発見し従業員の健康と厚生を確保するために適切に対応しなければなりません

◆ 倫理

1. サプライヤーは、提供を受けるコモディティやサービスに合った公正取引と倫理的調達の実行を支持しなければなりません；
2. サプライヤーは、事業を行うコミュニティにおいて人々の人権を尊重する義務があり、またその人々の生活やコミュニティの向上に努めなければなりません；
3. サプライヤーは、人身の不正取引に関わることやそれを助長することがあってはなりません；
4. サプライヤーは、自らのサプライチェーンにおいて、奴隷所有制度や人身売買に関わる法令を確実に順守するための労働関連のすべての手続きをはじめ、倫理的問題を管理する適正手続きが実践されていることを証明する必要があります。
5. 英国の 2010 年平等法に加えて、HSBC の一般原則は、サプライヤーとそのサプライチェーン、契約者、サービスプロバイダーは障害者の利用可能な製品やサービス、機会を提供できる確固たる手続きを確保する必要があります。サプライヤーには以下のことが要請されます；
 - 身体障害者の雇用障壁を取り除くことを約束する；
 - 身体障害者が利用できる製品とサービスを提供する；
 - 身体障害者の参加の下で製品とサービスの見直しを行う；
 - 社外の身障者問題に積極的に取り組む；

3. 管理システム

HSBC と定期的に反復して取引を行うサプライヤーには、この行動規範を確実に順守するための管理統治システムを備えていることが求められます。さらにサプライヤーにはそれぞれのサプライチェーンを監視するうえでも相応の努力が求められ、下請会社がこの行動規範の目的を認識し、それと一致して行動する状況を確認する必要があります。サプライヤーには、HSBC のブランドや社会的評価にマイナスの影響を及ぼすいかなる可能性も抑制する十分なシステムと手続きを備えることが求められます。

サプライヤーの事業方針や業務手順あるいはこの行動規範に関連するすべての書類に対し、随時再調査する権利を HSBC が有するものとします。サプライヤーにおけるこの行動規範の順守状況に関して、HSBC はインターネット上あるいは実地での監査を要請する場合があります。

HSBC は Sedex（倫理的サプライチェーンデータ共有管理 NGO）と共同でサプライヤーのすべてにこの行動規範に記載された指針の適用を確実に求めます。また必要があれば Sedex に記録するとともにサプライヤーを評価するための質問表を完成させます。中位ないし高度のリスクがあると評価したサプライヤーには、HSBC として第三者機関や Sedex 社メンバー倫理取引監査（SMETA）を通じた監査を実施することがあります。

4. コンプライアンス

HSBC は、サプライヤーにこの行動規範への署名と行動規範の要件への同意を求めます。

HSBC は、サプライヤーにここにある要件の着実な実行に同意し要件が充足されている状況を HSBC に説明することを求めます。

HSBC はサプライヤーに関して透明性のある方針を有し、サプライヤーと共同で行動規範を忠実に実行するとともに必要に応じて改善計画を確実に進めていきます。

私は行動規範を読みその要件について同意したことを確認します。

社名：

活字体：

署名：

日付：

